

指定管理者の管理運営に関するモニタリング評価結果

【対象施設】

施設	本件総称	精華町立体育館・コミュニティーセンター及び町内体育施設		
	所在地			
	施設①	名称	精華町立体育館・コミュニティーセンター	
		所在地	精華町大字下粕小字神ノ木8番地	
		設置目的	住民のスポーツ振興を図り、かつ、文化の発展及び向上に寄与するため、体育館等を設置し、その名称、構成施設及び位置は次のとおりとする。ただし、愛称については、むくのきセンターと称する。	
	施設②	名称	打越台グラウンド・テニスコート	
		所在地	精華町大字北稲八間小字打越	
	施設③	名称	池谷公園多目的コート	
所在地		精華町桜が丘二丁目21番地の1		
施設④	名称	木津川河川敷多目的広場		
	所在地	精華町大字下粕小字神ノ木先東方(木津川河川敷内)		
指定管理者	名称	特定非営利活動法人精華町体育協会		
	所在地	精華町精華町下粕神ノ木8番地		
評価対象期間	平成 29 年度 評価	平成 29 年 4 月 ~ 平成 30 年 3 月		
評価の方法等	<p>第一段階として、指定管理者より提出された平成29年度事業報告書を中心に、月次報告書、連絡調整会、日常的に実施した指定管理者に対するヒアリング等により事業実績のモニタリングを実施した。</p> <p>第二段階として、モニタリングにより確認できた内容と、指定開始に伴い平成25年度に締結した基本協定、平成29年度年度協定、教育委員会所管施設指定管理者評価委員会より提出された平成28年度評価結果、その他事業計画書に基づく当初の計画や目標等を比較し、評価を実施した。</p> <p>今年度も、日常の指定管理業務において、指定管理者の瑕疵による大きな欠陥が確認されていないことから、導入後の効果を測る一方で、指定管理者自体の適性を測る視点での評価は実施しなかった。</p>			
施設所管部課名	教育委員会教育 部	生涯学習 課		

【運営状況】

項目	協定・計画等	実施内容(上:28、下:29)	検証結果・業務改善分析等	
施設① 精華町立体育館・コミュニティーセンター	開館(開放)期間 または日数	12/28~1/4、毎月第4水曜日、大規模行事開催日を除く	340日 340日	精華町立体育館・コミュニティーセンター管理運営規則、基本協定等に基づく、適切な開館の対応ができています。アリーナ当日コート貸し、トレーニング室の利用時間延長、開放型事業の実施、夏季及び冬季における学習室の設置など、空き施設の有効利用に取り組んだことが評価できる。
	開館(開放)時間	午前9時~午後10時	午前9時~午後10時 午前9時~午後10時	
施設② 打越台グラウンド・テニスコート	開館(開放)期間 または日数	357日(12/28~1/4を除く)	361日 改修によるテニスコート閉鎖期間(12/1~1/17(全日)、1/18~31(夜間))	精華町体育施設管理運営規則、基本協定等に基づく、適切な開放の対応ができています。グラウンド、テニスコートともに夏季早朝利用を実施し、サービスを拡充したことが評価できる。(29)6/1~9/10=102日間、(28)6/1~9/11=103日間、(27)6/1~9/10=102日間、(26)6/1~9/10=102日間、(25)7/10~9/10=63日間
	開館(開放)時間	午前8時~午後10時	午前8時~午後10時 午前6時~午後10時※6/1~9/11限定 午前8時~午後10時 午前6時~午後10時※6/1~9/10限定	
施設③ 池谷公園多目的コート	開館(開放)期間 または日数	357日(12/28~1/4を除く)	361日 361日	精華町体育施設管理運営規則、基本協定等に基づく、適切な開放の対応ができています。
	開館(開放)時間	午前8時~午後10時	午前8時~午後10時 午前8時~午後10時	
施設④ 木津川河川敷多目的広場	開館(開放)期間 または日数	12/28~1/4、毎月第4水曜日、大規模行事開催日を除く	340日 340日	精華町体育施設管理運営規則、基本協定等に基づく、適切な開放の対応ができています。
	開館(開放)時間	午前9時~午後6時	午前9時~午後6時 午前9時~午後6時	

指定管理者の管理運営に関するモニタリング評価結果

【利用状況】

項目		協定・計画等	実施内容(29)	実績	検証結果・業務改善分析等
施設① 精華町立体育館・コミュニティーセンター	利用件数 (件)	利用件数に関する目標設定なし。	9,400	9,027(28) 7,502 (20～24平均)	利用件数、利用者数ともに、昨年度に引き続き指定管理者制度導入後最多となった。また、指定管理者制度導入以前の実績と目標値を大幅に上回った。トレーニング室の昼休み利用の実施、各種教室等、自主事業実施の効果によるものと評価できる。
	利用者数 (人)	88,800 23年度比2%増(25年度事業計画書に基づく)。	110,664	100,128(28) 79,816 (20～24平均)	
施設② 打越台グラウンド・テニスコート	利用件数 (件)	利用件数に関する目標設定なし。	2,848	2,289(28) 2,722 (20～24平均)	昨年度のテニスコートの施設改修が終了し、利用件数は増加し、指定管理者導入前の平均を上回った。一方利用者数は増加したが、依然として指定管理者制度導入以前の水準に至らないことから、良好な環境を維持するほか、引き続き利用増に向けた取り組みを進める必要がある。
	利用者数 (人)	30,400 23年度比2%増(25年度事業計画書に基づく)。	28,078	27,013(28) 30,961 (20～24平均)	
施設③ 池谷公園多目的コート	利用件数 (件)	利用件数に関する目標設定なし。	1,024	1,207(28) 1,153 (20～24平均)	利用件数、利用人数とも昨年度に引き続き減少し、指定管理者制度導入以前の実績と目標値とも下回った。特に施設の経年劣化が目立つため、施設改修等により、利用増に向けた取り組みを進める必要がある。
	利用者数 (人)	8,470 23年度比2%増(25年度事業計画書に基づく)。	8,308	9,198(28) 9,093 (20～24平均)	
施設④ 木津川河川敷多目的広場	利用件数 (件)	無料開放のため、目標設定なし。	65	82(28) 185 (20～24平均)	利用件数、利用者数ともにこれまでの実績を下回った。施設の今後の方向性や目標値について、研究を進める必要がある。なお、ゲートボール場等については平成25年度から利用者が無いため、平成30年度に廃止した。
	利用者数 (人)	無料開放のため、目標設定なし。	1,950	2,380(28) 3,635 (20～24平均)	

【収支状況】※本表では、施設別の実績を集約し、指定管理業務全体の収支状況を分析した結果を記載しています。

項目		協定・計画等	実施内容(29)	実績	検証結果・業務改善分析等
収入(円) ※主な項目のみ抜粋	指定管理料	45,800,000	45,800,000	46,000,000 (28)	年度協定に定めた指定管理料を適切に執行できたことが評価できる。
	利用料金	13,500,000	15,488,800	13,260,585 (28)	昨年度は打越台テニスコート改修工事による閉鎖で減収したが、今年度は回復し増収となった。また、精華町立体育館・コミュニティーセンターの利用が大幅に増加したことが評価できる。
	自主事業	2,300,000	2,853,700	2,442,700 (28)	各種教室の実施等により、当初予算を上回ったことが評価できる。
	合計 ※上記以外の項目含む	61,600,597	64,675,400	61,719,910 (28)	利用料金、自主事業等、自助努力を要因とする収入増であることが評価できる。
支出(円) ※主な項目のみ抜粋	人件費	30,963,752	30,336,098	29,923,327 (28) 28,407,000 (20～24平均)	むくのきセンター及び打越台グラウンド・テニスコートでは、施設開放時間の延長を実施したが、人件費は予算を下回った。サービス拡充した一方で、無駄なく合理的に職員配置できたことが評価できる。
	委託料	9,945,936	9,669,323	9,533,438 (28) 10,290,000 (20～24平均)	保守点検等の委託先の見直しなどによる委託費の抑制を行う一方、専門的な知識の必要な新規事業を実施するなど、創意工夫を凝らした委託事業の実施が評価できる。
	電気代	11,340,000	11,518,884	11,712,502 (28) 10,096,000 (20～24平均)	利用者に対する節電の啓発のほか、部分的なLED電球の使用など指定管理者の経営努力により経費節減できたことが評価できる。ただし、今後予定される消費税率の引き上げの影響について、増額の予算を検討する必要がある。
	修繕料	1,004,400	1,186,723	2,353,443 (28) 1,072,000 (20～24平均)	昨年度は、利用に支障をきたさない適切な措置を講じるため、指定管理者の金額要件の範疇を大きく越えた修繕もあったが、今年は1件のみで本来の金額要件内で行われた。経年劣化の状況等を踏まえ、教育委員会において計画的な修繕を進めていく必要がある。
	合計 ※上記以外の項目含む	61,600,597	62,164,640	62,079,276 (28) 54,931,000 (20～24平均)	項目の多くは、サービス水準を向上させた一方で、経費節減を図ることができたものと評価できる。経年劣化による修繕料等の増額について、教育委員会において計画的な実施について十分検討する必要がある。

指定管理者の管理運営に関するモニタリング評価結果

【収支状況2】※本表では、施設別の実績を集約し、指定管理業務全体の収支状況を分析した結果を記載しています。

項目	協定・計画等	実施内容	検証結果・業務改善分析等
経費節減の取り組み	事業計画書等に基づき、経営の合理化を図るとともに、職員間のコスト意識を醸成する。サービス水準の低下を招く予算執行は行わない。	利用者に対する節電協力の要請、LED電球の使用など電気代を縮減した。専門的業務を除き、安易な委託に依存せず事業執行した。整備、草刈などは委託以外に職員や会員で実施したことにより委託費を削減した。	電気代について、指定管理者の努力により節減できたことが評価できる。専門的なインストラクターの配置や個人利用の促進等、サービスを拡充した一方で、委託料が指定管理者制度導入以前の実績と目標値より抑制できたことは評価できる。
収支状況の総括	利用件数、利用人数が増加し、利用料金収入も増加している。指定管理者独自の取り組みによる結果であることが評価できる。引き続き、工夫を凝らしたサービス提供により、収入増を目指してもらいたい。支出においては、常時点灯箇所へのLED電球の使用、利用者の理解促進に努め、電気代を抑制することができた。平成31年10月に予定される消費税率の引き上げ等、支出抑制が叶った項目においても今後の増額要因が解消されたわけではない。中長期的な経営観点から、支出抑制だけでなく、利用料の一部見直しなど、収入と支出両面から、今後の運営計画を検討していくことが必要である。		

【減免状況】

項目	種別	減免根拠	減免割合(%)	件数(件)/金額(円) (上段:28、下段:29)	
施設① 精華町立体育館・コミュニティーセンター	一般・行政	精華町立体育館・コミュニティーセンター管理運営規則第7条	100・50	315 341	3,303,650 2,923,700
	社会教育関係団体 登録団体	精華町立体育館・コミュニティーセンター管理運営規則第7条	50	376 371	3,391,100 3,696,200
施設② 打越台グラウンド・テニスコート	一般・行政	精華町体育施設管理運営規則第7条	100・50	45 12	132,700 70,600
	社会教育関係団体 登録団体	精華町体育施設管理運営規則第7条	50	119 130	968,400 1,083,400
施設③ 池谷公園多目的コート	一般・行政	精華町体育施設管理運営規則第7条	100・50	11 10	21,800 21,700
	社会教育関係団体 登録団体	精華町体育施設管理運営規則第7条	50	64 52	207,050 182,300
施設④ 木津川河川敷多目的広場	一般・行政	無料開放のため、減免事例なし。			
	社会教育関係団体 登録団体	無料開放のため、減免事例なし。			

【その他管理運営状況】※本表では、施設別の実績を集約し、特記事項について記載しています。

項目※主な項目のみ	協定・計画等	実施内容	検証結果・業務改善分析等
管理業務	基本協定第9条等に基づき、清掃、警備、保守点検等を行う。	専門業者による法定点検のほか、指定管理者による定期点検等を実施した。	基本協定等に規定する内容のほか、良好な施設環境を維持するための効果的な点検を実施することができている。
運営業務	基本協定第9条等に基づき、使用の許可、予約の調整等を行う。	施設予約システムによる随時の受付・案内のほか、当日利用申込への対応、日程調整会議を実施した。	基本協定等に基づき、Webシステムの活用や団体間の調整により、円滑な予約環境を確保することができている。当日利用申込へも柔軟に対応することができている。
自主事業	事業計画書等に基づき、斬新なアイデア、施設機能の活用を図る自主事業を実施する。	親子ファミリーバドミントン教室や健康づくり事業、メンスクッキング教室などの料理教室事業を実施した。	むくのきセンターでは、社会教育の拠点施設として、引き続き多様な事業展開を実施したことが評価できる。スポーツ・文化両面から新たな事業を開始したことは、新たな利用者の獲得につながるものと評価できる。
職員の確保・育成	事業計画書等に基づき、必要な職能を備えた人材を確保し、定期的な研修を実施する。	服装と名札を統一した。定期的な職員会議を実施した。各職員の責任を明確にし、意欲の向上を図った。	服装と名札の着用は、職員の意識と自覚を促すほか、利用者サービスの観点からも評価できる。職員会議による課題の共有、仕事に取り組み姿勢の指導及び責任の明確化は、職員の意欲とサービス向上につながるものと評価できる。
利用者満足度調査等ニーズの把握	事業計画書等に基づき、利用者意見ボックスを設置するほか、利用者懇談会を実施する。	引き続き利用者意見ボックスを設置している。利用者アンケート、利用者懇談会は実施しなかった。	利用者意見ボックスを設置していることは評価できる。実施できていない利用者懇談会の開催に取り組む必要がある。
情報公開・個人情報保護	基本協定第19条及び20条に基づき、利用者等の個人情報の取り扱いについて関連法令を遵守する。	基本協定等に基づき、利用者等の個人情報を管理した。	基本協定等に規定の内容を実施することができている。
危機管理	事業計画書等に基づき、危機管理マニュアルを作成し、訓練等を通じ、危機管理体制を確立する。	防災設備の点検等、施設構造及び機器取扱いに関する学習を進めた。	日常的な防災施設の点検等、危機管理体制の充実、意識の醸成に努めたことが評価できる。広域避難場所としての機能が発揮できるよう、災害対応マニュアル等により、教育委員会との調整を進める必要がある。

指定管理者の管理運営に関するモニタリング評価結果

【指定管理者の自己評価】※特記事項のみを記載しています。

<p style="text-align: center;">指定管理者の自己評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●社会教育拠点施設としての役割を果たすべく、各種団体等と緊密な連携、協働を行うことができた。 ●自主事業の実施においては、文化的事業を積極的に開設し、利用者の運動の機会の拡充や生涯学習活動へのサービス提供に取り組んだ。 ●利用者への節電要請とともに、むくのきセンター内の常時点灯箇所にはLED電球を設置し、電気使用料を縮減することができた。 ●むくのきセンターアリーナの当日コート貸しを実施し、手続きの簡略化等利用者の利便性を高めた。 ●開放事業の実施や健康教室の開設などにより個人での施設利用の可能性を広げた。 ●健康づくり教室のうち、フィットネス事業を会員制として本格的に実施した。会員登録者には、トレーニング室利用料の引き下げや開放事業への参加を無料とするなど特典を付与し会員の増強に努めた。 ●トレーニング室において、今年度は週2回インストラクターを配置し、相談会を実施した。 ●施設構造及び機器の取り扱い等、職員に対し徹底した実践学習を行い、知識と技術の向上に努めた。 ●防災設備の動作確認や施設設備の日常点検を徹底し、危機管理面と施設の延伸到効果的な点検と修繕を進めることができた。 ●5年間の指定期間における中期的な視野に立ち、優先順位を付け執行することにより、経費縮減に大きな効果があると考えている。第一期目においては、一定額の精華町への指定管理料の返還金を確保することができた。 ●複数年にわたる中長期的な行動計画をもって運営するための基盤ができあがった。単年の成果を追求するのではなく、大胆かつ柔軟に運営方針を立てる必要がある。 ●職員の管理運営能力の向上のため、施設の構造の理解を進め、ノウハウの蓄積ができた。 ●むくのきセンターが住民の気軽な相談窓口として機能している中、多くの方々が集える場となるよう改善を進める。
<p style="text-align: center;">町施設所管課の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●社会教育拠点施設としての役割を十分に理解し、各種団体との連携による各種教室や講座、自主事業を実施することができている。新しい自主事業も積極的に行っている。 ●特に、むくのきセンター利用について開放型事業や健康教室の実施、フィットネス事業の会員制の本格実施など、団体以外にも個人で施設の利用の機会を増やす、継続的な利用につなげる工夫を事業を通じて検討し事業化することができている。 ●収入を確保しつつ、公共的活動に対する減免利用割合を、例年と同程度確保することができている。 ●管理業務である定期点検等に基づき、修繕箇所の確認と優先箇所の修繕など効率的に執行することができている。 ●利用者の協力を得るほか、常時点灯箇所へのLED電球の使用等、電気代の節減ができている。 ●施設構造や機器取扱いの学習などを通じ、危機管理意識を醸成することができている。 ●施設の点検項目を見直すなど、指定管理者においても施設の長寿命化が意識されている。 ●中長期的な運営基盤の構築、委託先の選定、定期点検項目の追加など、経営に係る細かな見直しが見られていることから、これまで以上に経営感覚が養われているものと判断できる。 ●今年度で第一期が終了し、精華町への指定管理料を一部返還していただいた。 ●中長期的な経営観点から、指定管理料や利用料等の収入、消費税率の引き上げ影響額を含む支出、そしてサービス水準の維持・向上とのバランスが保てるよう検討を進めていく必要がある。